平成２１年（フ）第２０１４５号
東京都荒川区西日暮里２丁目８番４号
破産者　有限会社グリップ
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０１４６号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘３丁目５―25
破産者　川田　英樹
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０１５０号
東京都豊島区南長崎１丁目16番３号第１ハウス６号
破産者　有限会社ワーナーメイ
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０１５１号
東京都板橋区板橋４－９－２―101、住民票上の住所東京都豊島区長崎３丁目６―22―101
破産者　渡邉　明義
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０１５２号
東京都板橋区加賀１－２―18―Ａ―201、住民票上の住所東京都豊島区長崎３丁目６―22―101
破産者　渡邊　　進
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０１６９号
東京都世田谷区三軒茶屋２丁目13番19号
破産者　株式会社Ｘｅｒｏｎ
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０１７０号
神奈川県大和市中央林間１丁目14―４―305
破産者　廣瀬　公彦
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０１９６号
埼玉県所沢市大字山口1929―１―２―201
破産者　西崎　拓也（旧姓川杉）
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０１９９号
千葉県市川市相之川４丁目２番４号
破産者　有限会社中央企画
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０２７９号
東京都小金井市貫井南町４丁目８―10―302
破産者　杉山　秀文
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４４２号
東京都江戸川区松本２丁目６―15
破産者　滝田　君江
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０６３０号
栃木県下都賀郡岩舟町大字静和501―10
破産者　溝江　和幸
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０６３１号
栃木県下都賀郡岩舟町大字静和501―10
破産者　溝江　聡美（旧姓石塚）
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０７５４号
東京都杉並区上井草４丁目３―23―Ａ―101
破産者　佐々木倫一
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０７８７号
東京都練馬区関町北１丁目14―２―201
破産者　進藤　充夫
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０７９１号
東京都練馬区早宮２丁目20―２　安藤方
破産者　木下　理恵
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８１５号
東京都港区芝２丁目27―12―202
破産者　アハメッドアナム
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９２６号
東京都葛飾区東金町１丁目20―９
破産者　陽川瑛徹こと　許　　瑛徹
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９４３号
神奈川県川崎市川崎区池田１丁目15―１―201
破産者　齋藤　和宏
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９５５号
東京都八王子市散田町３丁目９―20―406
破産者　丸山　優子（旧姓小林）
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９５９号
東京都中央区日本橋箱崎町44―５―Ａ502、開始決定時の住所東京都府中市若松町２丁目５―24―２Ｆ
破産者　佐藤　惠子
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９６１号
千葉県習志野市袖ケ浦１丁目29―１―1107
破産者　長谷川絵里
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部